



Title	春秋經傳集解譯稿續篇（九）：襄公二十七年～二十八年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2005, 39, p. 1-39
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60886
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿續篇（九）

——襄公二十七年～二十八年

岩 本 憲 司

〔襄公二十七年〕

經二十有七年春齊侯使慶封來聘

④景公が即位したため、後繼ぎの君を通告したのである。

附五年の傳文に「夏鄭子國來聘 通・祠・君・也」とあり、注に

「鄭僖公初即位」とある。なお、二十五年の傳文に「叔

孫宣伯之在齊也 叔孫還納其女於靈公 嬖 生景公 丁

丑崔杼立而相之」とある。

經夏叔孫豹會晉趙武楚屈建蔡公孫歸生衛石惡陳孔奐鄭良霄

許人曹人于宋

⑤傳をしらべてみると、會したのは十四國であるが、齊・

秦は、たがいちがいに（晉・楚に）朝見することをせず、

邾・滕は、屬國とされたため、いづれもみな、盟に参加

せず、宋は、主人であり、地をいうのに、「宋で」と（國

名を稱）すれば、（それだけで）盟に参加したことがわ

かる。だから、經はただ九國の大夫をならべているので

ある。楚の方が晉より先に血を敵ったのに、晉を先に書

いているのは、信を貴んでである。陳は、晉の會におい

て、いつも衛の上にあるが、（今ここでは）孔奐が上卿

ではなかったから、石惡の下におかれているのである。

附注の「齊秦不交相見 邾滕爲私屬 皆不與盟」について

は、下の傳文に「子木謂向戌 請晉楚之從交相見也（注

使諸侯從晉楚者 更相朝見）庚午向戌復於趙孟 趙孟

曰 晉楚齊秦 匹也 晉之不能於齊 猶楚之不能於秦也

（注 不能服而使之）楚君若能使秦君辱於敝邑 寡君敢

不固請於齊（注 請齊使朝楚）壬申左師復言於子木 子

木使駟謁諸王 王曰 釋齊秦 他國請相見也（注 經所

以不書齊秦）」とあり、また、「既而齊人請邾 宋人請滕

皆不與盟（注 私屬二國故）叔孫曰 邾滕 人之私也」とある。

注の「宋爲主人 地於宋 則與盟可知」については、僖公十九年「冬會陳人蔡人楚人鄭人盟于齊」の注に「地於齊 齊亦與盟」とある。

注の「楚先晉敵 而書先晉 貴信也」については、下の傳文に「乃先楚人 書先晉 晉有信也」とある。

注の「陳于晉會 常在衛上」については、疏に引く『釋例』班序譜に「晉合諸侯二十國 起僖二十八年盡哀十四年 大率皆陳後次蔡 蔡後次衛」とある。

經衛殺其大夫甯喜

④甯喜は、剽を弑して、衍を立てたのであり、衍は今ここで、剽を弑したという理由で討伐する、ことをしなかったけれども、大義としては、後からさかのぼって討つべきであるから、經は、國討の表現をとり（國を主語とし）、名を書いている（有罪としている）のである。（傳とは逆に）宋の會の下に書いているのは、赴告に従ったのである。

附下の傳文に「衛甯喜專 公患之 公孫免餘請殺之 公曰

微甯子 不及此 吾與之言矣 事未可知 祇成惡名 止也 對曰 臣殺之 君勿與知（中略）夏免餘復攻甯氏

殺甯喜及右宰穀」とある。なお、文公六年「晉殺其大夫陽處父」の注に「處父侵官 宜爲國討 故不言賈李殺」とあり、また、同七年の傳文「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」の注に「死者無罪 則例不稱名」とある。

經衛侯之弟鱄出奔晉

⑤衛侯は、始めは、「政治は甯氏にまかせ、祭祀は私がうけもつ」（二十六年傳文）と言ったのに、今ここでは、かえってその專政をにくみ、（彼を殺そうという）免餘（の申し出）にどっちつかずの返事をした（免餘の好きにさせた）。（つまり）以前の約束をやぶり、その上、賢弟と仲よくできずに、出奔するようにさせたから、「弟」と書いて、兄を罪責したのである。

附下の傳文に「衛甯喜專 公患之 公孫免餘請殺之 公曰

微甯氏 不及此 吾與之言矣 事未可知 祇成惡名 止也 對曰 臣殺之 君勿與知」とある。また、疏に引く『釋例』に「仲尼因母弟之例以興義 鄭伯懷害弟之心 天王縱羣臣以殺其弟 夫子探書其志 故顯書二兄以首惡 佞夫稱弟 不聞反謀也 鄭段去弟 身爲謀首也 然則兄而害弟者 稱弟以章兄罪 弟又害兄 則去弟以罪弟身也 推此以觀其餘 秦伯之弟鍼 陳侯之弟黃 衛侯之

弟鯁 皆是兄害其弟者也 統論其義 兄弟二人 交相殺害 各有曲直 書弟則示兄曲也」とある。

經秋七月辛巳豹及諸侯之大夫盟于宋

⑭夏に會した大夫である。豹は、順（の道）にしたがって、命ずる力のない君を顯揚する、ことをせずに、ちっぽけな是非を辨別して、おのれ（の判斷）に従ったから、命に違反したということで、貶している（氏を稱していない）のである。（なお）このことについては、『釋例』で詳しく論じている。

附下の傳文に「季武子使謂叔孫以公命 曰 視邾滕 既而齊人請邾 宋人請滕 皆不與盟 叔孫曰 邾滕 人之私也 我 列國也 何故視之 宋衛 吾匹也 乃盟 故不書其族 言違命也」とあり、注に「季孫專政於國 魯君非得有命 今君唯以此命告豹 豹宜崇大順以顯弱命之君 而遂其小是 故貶之」とある。また、疏に引く『釋例』に「季氏專魯 祿之去公室三世矣 制命出於私門 非國所知也 叔孫豹 魯之賢臣 欲匡難以矯時 故季孫憚之 不敢以己意 假公命以敦叔孫也 邾滕之班 不列於會 豹不登朝固請 受命而行 邾滕降次 事非機危 既不馳請 又不辭會 而率意改命 失命之甚 其君眠食於深宮 今一出命 共命之使 所宜崇長 雖有小失 遂而伸

之 國內固知我君之命不可以違 則季氏有懼 而義士生心 君子以豹不倚順以顯弱命之君 而辨小是以自從 故以違命貶之也」とある。

經冬十有二月乙亥朔日有食之

⑮《長麻》で推算してみると、十一月の朔であり、十二月ではない。傳に「斗柄が申の方角を指していた（九月のはずである）。閏月を二度置き忘れたのである」とある。もし十二月ならば、閏月を三度置き忘れたことになるから、經がまちがっていることがわかる。

附下の傳文に「十一月乙亥朔日有食之 辰在申 司麻過也 再失閏矣」とあり、注に「謂斗建指申 周十一月 今之九月 斗當建戌而在申 故知再失閏也」とある。なお、經の「乙卯」の「卯」は、校勘記に従って「亥」に改める。

傳二十七年春胥梁帶使諸喪邑者 具車徒以受地 必周

⑯「諸諸の、邑を喪った者」とは、齊・魯・宋をいう。「周」は、密である。必ず、内密にやって来て、地を受け取るということを表沙汰にはならない、ということである。

附注の「諸喪邑 謂齊魯宋也」については、二十六年の傳

文に「齊人城郊之歲 其夏齊烏餘以廩丘奔晉 襲衛羊角
取之 遂襲我高魚（中略）克而取之 又取邑于宋」と
ある。

注の「周 密也」については、文公十八年の傳文「是與
比周」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團使烏餘具車徒以受封

④烏餘は地をひきいて（晉に）来ていたから、詐って、彼
を封ずることを許可したのである。

團烏餘以其衆出

⑤出て、封を受けようとしたのである。

附按勘記に従って、傳文の「以」の下に、「其」の字を補
う。

團使諸侯僞效烏餘之封者

⑥「效」は、致（わたす）である。齊・魯・宋に邑をわた
して烏餘を封ずるようなふりをさせたのである。

附文公八年の傳文「效節於府人而出」の注に「效猶致也」
とある。なお、『戰國策』西周「楚王必求之 而吾得無
效也 王必罪之」の高誘注に「效 致也」とあるのを參
照。

團而遂執之 盡獲之

⑦その配下をことごとく捕獲したのである。

團皆取其邑 而歸諸侯 諸侯是以睦於晉

⑧傳は、趙文子が賢であつたから、平公が政治を誤つても、
諸侯は（晉に）親しんだ、ということを行っているの
である。

附二十六年の傳文に「衛人歸衛姬于晉 乃釋衛侯 君子是
以知平公之失政也」とあり、また、「及趙文子爲政 乃
卒治之 文子言於晉侯曰 晉爲盟主 諸侯或相侵也 則
討之 使歸其地 今烏餘之邑 皆討類也 而貪之 是無
以爲盟主也 請歸之 公曰 諾 孰可使也 對曰 胥梁
帶能無用師 晉侯使往」とある。

團齊慶封來聘 其車美 孟孫謂叔孫曰 慶季之車 不亦美
乎

⑨「季」は、慶封の字（あざな）である。

團叔孫曰 豹聞之 服美不稱 必以惡終 美車何爲 叔孫
與慶封食 不敬 爲賦相鼠 亦不知也

⑩「相鼠」は、『詩』の鄘風で、（その第一章に）「鼠を視
ても（ちゃんと）皮があるのに、人でありながら儀がな
いとは。人でありながら儀がなければ、生きていても仕
方ない」とある。慶封は、この詩が自分のためであるこ
とに氣づかなかつた、ということであり、彼がひどく暗
愚だったことを言っているのである。明年の、慶封が來
奔したこと、のために傳したのである。

附二十八年に「冬齊慶封來奔」とある。

傳衛甯喜專 公患之 公孫免餘請殺之

⑨「免餘」は、衛の大夫である。

傳公曰 微甯子 不及此

⑩「ここに及ぶ」とは、國にかえるということである。

傳吾與之言矣

⑪「政治は甯氏にまかせる」（二十六年傳文）と言った。

傳事未可知

⑫伐つても勝てるとは限らない。

傳祇成惡名 止也

⑬「祇」は、適（まさに、ただ）である。

附僖公十五年の傳文「祇以成惡」等の注に、同文がみえる。

なお、その附を參照。

傳對曰 臣殺之 君勿與知 乃與公孫無地公孫臣謀

⑭二人の「公孫」は、衛の大夫である。

傳使攻甯氏 弗克 皆死

⑮無地及び臣が、いづれもみな、死んだのである。

傳公曰 臣也無罪 父子死余矣

⑯獻公が出國する時に、公孫臣の父は孫氏に殺されたので

ある。

附疏に「十四年傳曰 公使子蟠子伯子皮與孫子盟于丘宮

孫子皆殺之 彼所殺者 皆是公子 而此臣是公孫 公言臣也無罪 父子死余 知是爾時死耳 亦不知彼所殺者誰是臣之父也」とある。

傳夏免餘復攻甯氏 殺甯喜及右宰穀 尸諸朝

⑰穀を（經に）書いていないのは、卿ではなかったからで

ある。

附上の經に「衛殺其大夫甯喜」とある。

傳石惡將會宋之盟 受命而出 衣其尸 枕之股而哭之 欲

斂以亡 懼不免 且曰 受命矣 乃行

⑱行つて、宋で會したのである。明年の、石惡が奔ったこ

と、のために傳したのである。

附二十八年に「夏衛石惡出奔晉」とある。

傳子鮮曰 逐我者出

⑲孫林父のことをいう。

附二十年の傳文に「名藏在諸侯之策 曰 孫林父甯殖出其

君」とあり、二十六年の傳文に「孫林父以戚如晉」とあ

る。

傳納我者死

⑳甯喜のことをいう。

附二十五年の傳文に「衛獻公自夷儀使與甯喜言（注 求復

國也）甯喜許之」とある。

傳賞罰無章 何以沮勸 君失其信 而國無刑 不亦難乎

④國を治めるのが難しい、ということである。

○且縛實使之

⑤甯喜に君を迎え入れさせた、ということである。

○二十六年の傳文に「衛獻公使子鮮爲復 辭 敬姒強命之

(中略) 許諾 初獻公使與甯喜言 甯喜曰 必子鮮在

不然 必敗 故公使子鮮 子鮮不獲命於敬姒 以公命與

甯喜言 曰 苟反 政由甯氏 祭則寡人」とある。

○遂出奔晉 公使止之 不可

⑥留まることに同意しなかったのである。

○及河 又使止之 止使者而盟於河

⑦かえらないことを誓ったのである。

○託於木門

⑧「木門」は、晉の邑である。

○不郷衛國而坐

⑨うらみが深かったのである。

○木門大夫勸之仕 不可 曰 仕而廢其事 罪也 從之

昭吾所以出也 將誰愬乎

⑩「これに従う」とは、自分の職務をつくすことをいう。

職務をつくせば、(どう見ても)自分が出奔したのは(他國に)仕えたいがためであつたようにしか見えず、自分(の本當の氣持ち)を誰にも訴えられなくなる、ということである。

○吾不可以立於人之朝矣 終身不仕

⑪自らに誓って仕えず、(そのまま)生涯を終えたのである。

○公喪之如稅服終身

⑫「稅」は「總」に他ならない。(喪服)に「總の縗衰」

とあり、絲が細くて(目が)あらいもので、五服の制度の中には入らず、元來(きまつた)月數もない。子鮮をいたんだから、特別にこの服を着たのである。この服には(きまつた)月數がなく、獻公はまもなく薨じたから、

「身を終えるまで(ずっと)」と言っているのである。

○「儀禮」喪服に「總衰裳 牡麻經 既葬除之者」とあり、

傳に「總衰者何 以小功之總也」とあり、注に「治其縗

如小功而成布四升半 細其縗者 以恩輕也 升數少者

以服至尊也 凡布細而疏者謂之總」とあるのを参照。また、『禮記』檀弓下「請總衰而環經」の注に「總衰小

功之縗而四升半之衰」とあるのを参照。また、『說文』

に「總 細疏布也」とあるのを参照。なお、疏に「喪服

之文在大功之下小功之上 是非五服之常也 既葬除之

是本無月數也」とある。

なお、異說として、疏に「服虔云 衰麻已除 日月已過

及聞喪而服 是爲稅服 服之輕者」とある。ちなみに、

『禮記』檀弓上「曾子曰 小功不稅」の注に「日月已過

乃聞喪而服 曰税」とある。

○傳公與免餘邑六十 辭曰 唯卿備百邑 臣六十矣 下有上祿 亂也

③こは、一乗の邑（大きな單位の邑）であつて、四井の邑（小さな單位の邑）ではない。『論語』（公治長）では、「千室（之邑）」と稱し、また、「十室（之邑）」と言つていて、「邑」は明らかに（大小に）共通の稱謂である。

○附疏に引く『司馬法』に「成方十里 出革車一乘」とある。また、二十六年の傳文「先八邑」の注に「八邑 三十二井」とある。

なお、諸本に従つて、注の「十」を「千」に、「千」を「十」に、それぞれ改める。

○傳臣弗敢聞 且甯子唯多邑 故死 臣懼死之速及也 公固與之 受其半 以爲少師 公使爲卿 辭曰 大叔儀不貳能贊大事

④「贊」は、佐である。

○附閱公二年の傳文「以此贊國」の注に「贊 助也」とある。なお、その附を參照。

○傳君其命之 乃使文子爲卿

④「文子」は、大叔儀である。

○附二十五年の傳文「大叔文子聞之」の注に「大叔儀也」と

ある。

○傳宋向戌善於趙文子 又善於令尹子木 欲弭諸侯之兵以爲名

③民を休めたという名聲を得ようとしたのである。

○附成公十六年の傳文「憂猶未弭」の注に「弭 息也」とある。なお、隱公七年の傳文に「以繼好息民」とあり、昭公十四年の傳文に「息民五年」とある。

○傳如晉 告趙孟 趙孟謀於諸大夫 韓宣子曰 兵 民之殘也 財用之蠹

③「蠹」は、物を害する蟲である。

○附『說文』に「蠹 木中蟲」とあるのを參照。また、『戰國策』秦一「則是一舉而壞韓蠹魏挾荆以東弱齊燕」の高誘注に「蠹 害也」とあるのを參照。

○傳小國之大畜也 將或弭之 雖曰不可 必將許之

③兵は長くは休めることが出来ないといわかっていても、今ここでは、許さないわけにはゆかない、ということである。

○傳弗許 楚將許之以召諸侯 則我失爲盟主矣 晉人許之 如楚 楚亦許之 如齊 齊人難之 陳文子曰 晉楚許之 我焉得已 且人曰弭兵 而我弗許 則固攜吾民矣 將焉用之 齊人許之 告於秦 秦亦許之 皆告於小國 爲

會於宋 五月甲辰晉趙武至於宋 丙午鄭良霄至 六月丁未朔宋人享趙文子 叔向爲介 司馬置折俎 禮也

⑨「折俎」とは、肢體をばらばらにして俎にのせるのである。卿を享宴する禮に合致していたから、「禮也」と言っているのである。『周禮』では、司馬が會同の事をつかさどる。

附宣公十六年の傳文に「王享有體薦 宴有折俎」（注 體解節折 升之於俎）公當享 卿當宴 王室之禮也（注 公謂諸侯）とある。なお、『周禮』大司馬に「大會同 則帥士庶子而掌其政令（中略）大祭祀饗食 羞牲魚 授其祭」とあるのを參照。

團仲尼使舉是禮也 以爲多文辭

⑩宋の向戌は、兵を休めるという趣意を自ら稱揚して、うやうやしく趙武を迎え、趙武・叔向は、享宴の會に因んで、賓主の辭をのべた。だから、仲尼は、文辭（りっぱな言葉）が多いと評したのである。

附疏に「服虔云 以其多文辭 故特舉而用之 後世謂之孔氏聘辭 以孔氏有其辭 故傳不復載也」とある。

團戊申叔孫豹齊慶封陳須無衛石惡至

⑪「須無」は、陳文子である。

附二十三年の傳文「陳文子見崔武子」の注に「文子 陳完之孫須無」とある。

團甲寅晉荀盈從趙武至

⑫趙武が盈に命じて自分のあとを追わせたから、「從趙武」と言っているのである。後に、武は盈を楚に行かせた。附下の傳文に「晉荀盈遂如楚蒞盟」とある。

團丙辰邾悼公至

⑬小國だから、君が自ら來たのである。

團壬戌楚公子黑肱先至 成言於晉

⑭この時、令尹の子木は陳に止まっていて、黑肱をやって晉の大夫のもとで盟載の言辭の打ち合わせをさせ、雙方が了承したのである。

團丁卯宋向戌如陳 從子木成言於楚

⑮陳で楚の盟約の言辭を打ち合わせたのである。

附抜勘記に従って、傳文の「宋」の下に、「向」の字を補う。

團戊辰滕成公至

⑯やはり小國だから、君が自ら來たのである。

附上の傳文「丙辰邾悼公至」の注に「小國 故君自來」とある。

團子木謂向戌 請晉楚之從交相見也

⑰諸侯で晉・楚に従っている者を、たがいがいに（楚・晉に）朝見させる、ということである。

團庚午向戌復於趙孟 趙孟曰 晉楚齊秦 匹也 晉之不能

於齊 猶楚之不能於秦也

④服従させて使うことが出来ない、ということである。

⑤楚君若能使秦君辱於敝邑 寡君敢不固請於齊

⑥齊へ要請して楚に朝見させる、ということである。

⑦壬申左師復言於子木 子木使駟謁諸王

⑧「駟」は、傳（驛傳の車）である。「謁」は、告である。

⑨附注の「駟 傳也」については、文公十六年の傳文「楚子乘駟」の注に「駟 傳車也」とある。なお、その附を參照。

注の「謁 告也」については、隱公十一年の傳文「唯我鄭國之有請謁焉」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

傳王曰 釋齊秦 他國請相見也

④だから、經には齊と秦が書かれていないのである。

⑤陳からもどったのである。

⑥附上の傳文に「丁卯宋向戌如陳」とある。

⑦是夜也 趙孟及子皙盟 以齊言

⑧「子皙」は、公子黑肱である。盟う時に争いが起こり得ないよう、あらかじめ盟辭を統一したのである。

⑨庚辰子木至自陳 陳孔奐蔡公孫歸生至

⑩二國の大夫は、子木といっしょに到着したのである。

⑪曹許之大夫皆至 以藩爲軍

⑫互いに用心しない（敵意がない）ことを示したのである。

⑬疏に「古人行兵 止則築爲壘斬以備不虞 此以藩籬爲軍者 方欲弭兵以示不相忌也」とある。なお、『國語』晉語八「是行也 以藩爲軍」の韋注に「藩 籬落也 不設壘壁」とあるのを參照。

⑭晉楚各處其偏

⑮晉は北に位置を占め、楚は南に位置を占めたのである。

⑯伯夙謂趙孟

⑰「伯夙」は、荀盈である。

⑱異説として、疏に「服虔云 伯夙 晉大夫」とある。

⑲曰 楚氣甚惡 懼難

⑳「氣」は、氣である。楚に晉を襲う氣配がある、ということである。

㉑附注の「氣 氣也」については、昭公二十年の傳文「梓愼望氣」の注に、同文がみえる。なお、『國語』楚語上「臺不過望氣祥」の韋注に「凶氣爲氣 吉氣爲祥」とあるのを參照。

㉒趙孟曰 吾左還 入於宋 若我何

㉓（諸侯の）軍營は宋の北にあり、東寄りを上位としたから、晉の軍營は（最も）東にあった。（したがって）危急の時には、左まわりに宋の東門に入ることが出来るの

である。

〔傳〕辛巳將盟於宋西門之外 楚人衷甲

④衣の中に甲（よろい）を着込み、會に乗じて晉を撃とうとしたのである。

〔附〕宣公九年の傳文「皆衷其相服」の注に「衷 懷也」とある。なお、『國語』晉語八に「諸侯之大夫盟于宋 楚令尹子木欲襲晉軍」とあるのを参照。

〔傳〕伯州犂曰 合諸侯之師 以爲不信 無乃不可乎 夫諸侯望信於楚 是以來服 若不信 是棄其所以服諸侯也 固請釋甲 子木曰 晉楚無信久矣 事利而已 苟得志焉 焉用有信 大幸退

⑤「大幸」は、伯州犂である。

〔附〕成公十六年の傳文に「子重使大宰伯州犂侍于王後」とある。

〔傳〕告人曰 令尹將死矣 不及三年 求逞志而棄信 志將逞乎 志以發言 言以出信 信以立志 參以定之

⑥志・言・信の三者が備わって始めて、身が安泰に保たれる、ということである。

〔傳〕信亡 何以及三

⑦明年の、子木が死んだこと、のために本を起こしたのである。

〔附〕二十八年の傳文に「楚屈建卒」とある。

〔傳〕趙孟患楚衷甲 以告叔向 叔向曰 何害也 匹夫一爲不信 猶不可 單斃其死

⑧「單」は、盡である。「斃」は、陪（たおれる）である。

〔附〕注の「單 盡也」については、『國語』魯語上「堯能單均刑法以儀民」の章注に「單 盡也」とあるのを参照。

注の「斃 陪也」については、閔公元年の傳文「難不已 將自斃」等の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋言に「斃 陪也」とあるのを参照。また、『國語』晉語八「信反以斃」の章注に「斃 陪也」とあるのを参照。

〔傳〕若合諸侯之卿 以爲不信 必不捷矣 食言者不病

⑨「不病」とは、ことごとく命を落とす（病氣だけではすまない）ということである。

〔附〕昭公七年の傳文「匹夫匹婦強死」の注に「強死 不病也」とある。なお、異説として、焦循『春秋左傳補疏』に「不病 病也 謂食言者豈不病乎」とあり、また、楊伯峻『春秋左傳注』に「不病蓋省文 言不足困人也」とある。

〔傳〕非子之患也

⑩楚は約束を反故にしているから、死ぬはずで、晉は約束を守っているから、心配ない、ということである。

〔附〕僖公十五年の傳文「我食吾言」の注に「食 消也」とある。なお、その附を参照。

〔傳〕夫以信召人 而以僭濟之

④「濟」は、成である。

附文公十八年の傳文「世濟其美」等の注に、同文がみえる。

なお、その附を参照。

團必莫之與也 安能害我 且吾因宋以守病

⑤楚に攻められたら、宋の城に入る、ということである。

附上の傳文に「趙孟曰 吾左還 入於宋 若我何」とある。

なお、異説として、陸燾『左傳附注』に「病字宜讀屬下

謂爲楚所攻而病 則宋與受其禍 必能致死助我也」と

ある。

團則夫能致死 與宋致死 雖倍楚可也

⑥宋は地主であるから、命がけて我々を助けてくれれば、

力が楚の倍になり得る、ということである。

附『會箋』に「雖倍楚可也 是省文法 猶云雖曰倍楚可也」

とあるのを参照。なお、異説として、楊伯峻『春秋左傳

注』に「縱加一倍楚軍猶可抗拒」とある。

團子何懼焉 又不及是 曰弭兵以召諸侯 而稱兵以害我

⑦「稱」は、舉である。

附宣公十六年の傳文「禹稱善人」等の注に、同文がみえる。

なお、その附を参照。

團吾庸多矣 非所患也

⑧晋だけが信頼を得るから、（かえって）こちらの功績が多いのである。

附僖公二十七年の傳文「車服以庸」の注に「庸 功也」とある。

團季武子使謂叔孫以公命 曰 視邾滕

⑨晋と楚との兩方に仕えれば、貢賦が重いから、小國なみに扱ってもらおうとしたのである。武子は、叔孫が自分の言葉に従わないことを恐れたから、公命を假りて彼に迫ったのである。

附經の疏に引く『釋例』に「季氏專魯 祿之去公室三世矣 制命出於私門 非國所知也 叔孫豹 魯之賢臣 欲匡

難以矯時 故季孫憚之 不敢以己意 假公命以敦叔孫也」とある。

制命出於私門

非國所知也

叔孫豹

魯之賢臣

欲匡

難以矯時 故季孫憚之 不敢以己意 假公命以敦叔孫

也」とある。

團既而齊人請邾 宋人請滕 皆不與盟

⑩二國に私屬したからである。

團叔孫曰 邾滕 人之私也 我 列國也 何故視之 宋衛

吾匹也 乃盟 故不書其族 言違命也

⑪季孫が國の政治を専らにしている、魯君は命を出せなかつたが、今ここで、君がかろうじてこの命を豹に告げた

のだから、豹は、大順（の道）を崇んで、命ずる力のな

い君を顯揚すべきであるのに、（かえって）おのれの（判

斷する）ちっぽけな正義を遂行した。だから、貶している

のである。

附經の注に「豹不倚順以顯弱命之君 而辨小是以自從 故

以違命貶之」とある。なお、異説として、疏に「賈逵云叔孫 義也 魯疾之 非也」とあり、また、「服虔云叔孫欲尊魯國不爲人私 雖以違命見貶 其於尊國之義得之」とある。

團 晉楚爭先

④先に血を敵ることを争ったのである。

附『國語』晉語八に「宋之盟 楚人固請先敵」とあり、韋

注に「敵 敵血也」とあるのを参照。

團 晉人曰 晉固爲諸侯盟主 未有先晉者也 楚人曰 子言

晉楚匹也 若晉常先 是楚弱也 且晉楚狎主諸侯之盟也

久矣

④「狎」は、更（かわるがわる）である。

附昭公二十一年の傳文「不狎 鄙」の注に、同文がみえる。

なお、『國語』晉語八「今將與狎主諸侯之盟 唯有德也」

の韋注に「狎 更也」とあるのを参照。

團 豈專在晉 叔向謂趙孟曰 諸侯歸晉之德只

④「只」は、辭（虚詞）である。

附『說文』に「只 語已詞也」とあるのを参照。

團 非歸其尸盟也

④「尸」は、主（つかさどる）である。

附成公十七年の傳文「殺老牛莫之敢尸」の注に、同文がみ

える。なお、その附を参照。

團 子務德 無爭先 且諸侯盟 小國固必有尸盟者

④小國が準備をつかさどる、ということである。

團 楚爲晉細 不亦可乎

④讓つて楚に盟をつかさどらせようとしたのである。

附『國語』晉語八「乃先楚人」の韋注に「讓使楚先」とあ

るのを参照。

團 乃先楚人 書先晉 晉有信也

④おそらく、孔子が後からさかのぼって正したのであろう。

附序に「諸稱書不書先書故書不言不稱書日之類 皆所以起

新舊發大義 謂之變例」とある。

團 壬午宋公兼享晉楚之大夫 趙孟爲客

④「客」とは、一坐が尊ぶものである。だから、季孫が大

夫たちに酒を飲ませたとき、臧紇が客となったのである。

附二十三年の傳文に「季武子無適子 公彌長 而愛悼子

欲立之（中略）訪於臧紇 臧紇曰 飲我酒 吾爲子立之

季氏飲大夫酒 臧紇爲客」とあり、注に「爲上賓」と

ある。なお、『國語』魯語下「公父文伯飲南宮敬叔酒

以露賂父爲客」の韋注に「客 上客也 禮 飲 尊 一人

以爲客也」とあるのを参照。

なお、異説として、疏に「服虔云 楚君恒以大夫爲賓者

大夫卑 雖尊之 猶遠君也 楚先敵爲盟主 故尊趙孟

爲客」とある。これについては、李貽德『春秋左傳賈服

注輯述』に「案燕禮記曰 與卿燕 則大夫爲賓 與大夫

燕 亦大夫爲賓 注 君恒以大夫爲賓者 大夫卑 雖尊

之 猶遠于君也 與此注同 可證楚君之楚爲燕之誤文

賈疏云 按禮記燕義云 不以公卿爲賓 而以大夫爲賓

爲疑也 明嫌之義也 注云 公卿尊矣 復以爲賓 則尊

與君太相近 是不用公卿爲賓 恐逼君 大夫爲賓 雖尊

之 猶遠於君 不畏逼君也 聘禮記云 燕 則上介爲賓

今宋公以楚先歆 尊爲盟主 故不以子木爲賓 而以趙

孟爲賓 猶燕禮以大夫爲賓 聘禮有燕以上介爲賓 示比

楚稍降也 魯語云 公父文伯飲南宮敬叔酒 路堵父爲客

是當時大夫燕飲猶存此意 杜云 客 一坐所尊 故季

孫飲大夫酒 臧紇爲客 此實違棄古禮 豈可爲典要乎

至服云楚先歆爲盟主者 實謂宋以楚爲盟主耳 不言宋以

者 以上文有君恒以大夫爲賓之文 義足相包 故此不申

言之 非謂楚人爲主也 乃孔氏不細勘服義 遽云 此享

宋爲主 非楚爲主 服之妄也 由于袒杜過甚 遂致此

失 又云 此則兼享晉楚大夫 異於常禮 以尊敬伯主之

國 故令趙孟爲賓 若然則歆盟之時 趙孟既甘讓入 燕

享之時 宋公復欲尊晉 楚氛甚惡 何以使子木帖然乎

劉光伯云 兼享晉楚之大夫 不以屈建爲賓者 賓惟一人

出自當時意耳 模稜之語 竊所未了 不若服氏援據禮

經 審察時事 知趙孟謙抑之衷 既肯下楚 既退就賓位

其說于理爲允愜耳」とあるのを參照。

團子木與之言 弗能對 使叔向待言焉 子木亦不能對也

乙酉宋公及諸侯之大夫盟于蒙門之外

④先の盟で、諸大夫が公に匹敵する（公と盟う）ことをし

なかったのは、禮に適っている。今ここで、宋公は、自

分の國にいたから、へりくだってかさねて盟ったのであ

り、かさねて盟ったから（經に）書いていないのである。

「蒙門」は、宋の城門である。

附上の經に「秋七月辛巳豹及諸侯之大夫盟于宋」とある。

なお、僖公二十九年の傳文に「在禮 卿不會公侯 會伯

子男可也」とある。

團子木問於趙孟曰 范武子之德何如

④士會（范武子）の賢は、諸侯に評判だったから、たづね

たのである。

附僖公二十八年の傳文「士會攝右」の注に「士會 隨武子」

とあり、また、宣公十七年の傳文「范武子將老」の注に

「初受隨 故曰隨武子 後更受范 復爲范武子」とある。

團對曰 夫子之家事治 言於晉國無隱情 其祝史陳信於鬼

神無愧辭

④祝が馨香（かくわしきかおり）を述べても、徳がそれに

十分適っているから、愧じるところがない、ということ

である。

附桓公六年の傳文に「所謂馨香無譏慝也」とあり、注に「馨香之遠聞」とある。なお、『國語』周語上に「其德足以昭其馨香」とあるのを参照。

團子木歸以語王 王曰 尚矣哉

④「尚」は、上である。

附『國語』晉語四「尚有晉國」の章注に「尚 上也」とあるのを参照。

團能歆神人

④「歆」は、享（うける）である。神に自分の祭をうけさせ、人を自分の德になつかせる、ということである。

附僖公十年の傳文「神不歆非類」の注に、「歆 饗也」とある。なお、異説として、俞樾『羣經平議』に「國語周語曰 民歆而德之 韋注曰 歆猶欣欣喜服也 然則能歆神人 謂神人皆喜之也 周語曰 事神保民 莫不欣喜 是其義也 一歆字兼神人而言 杜解未得其旨」とある。

團宜其光輔五君以爲盟主也

④「五君」とは、文・襄・靈・成・景をいう。

附疏に「服虔云 文公爲戎右 襄靈爲大夫 成公爲卿 景公爲大傅也」とある。なお、『國語』晉語八に「世及武子 佐文襄爲諸侯 諸侯無二心 及爲卿 以輔成景 軍無敗政 及爲成師 居太傅 端刑法 緝訓典 國無姦民 後之人可則 是以受隨范」とあるのを参照。

團子木又語王曰 宜晉之伯也 有叔向以佐其卿 楚無以當之 不可與爭 晉荀盈遂如楚蒞盟

④かさねて晉・楚のよしみを結んだのである。

附傳文の「寅」は、技勘記に従って、「盈」に改める。

團鄭伯享趙孟于垂隴

④宋から歸る途中、鄭を通過したのである。

團子展伯有子西子產子大叔二子石從

④「二子石」とは、印段と公孫段である。

附下の傳文に「印段賦蟋蟀（中略）公孫段賦桑扈」とある。

團趙孟曰 七子從君 以寵武也 請皆賦 以卒君貺 武亦

以觀七子之志

④詩は志を言うもの（だから）である。

附下の傳文に「詩以言志」とある。なお、『莊子』天下に「詩以道志」とあるのを参照。また、『史記』太史公自序に「詩以達意」とあるのを参照。

團子展賦草蟲

④「草蟲」は、『詩』の召南で、（その第一章に）「君子にあわないうちは、心配で仕方ないが、あって顔をみれば、私の心は（しずまって）へり降る」とある。趙孟を君子に比したのである。

團趙孟曰 善哉 民之主也

④上位にしながら、へり降ることを忘れないから、民の主となれる、ということである。

附下の傳文に「子展其後亡者也 在上不忘降」とある。

傳抑武也 不足以當之

④君子（に比せられること）を辭退したのである。

傳伯有賦鶉之賁賁

④「鶉之賁賁」は、『詩』の鄘風で、衛人が、その君が淫亂で、鶉鶉にも及ばない、ことを刺ったものである。（その中の）「ろくでもない人を、私は兄とし、私は君としている」という句に意義を取ったのである。

附詩序に「鶉之奔奔 刺衛宣姜也 衛人以爲宣姜鶉鶉之不若也」とあるのを参照。

傳趙孟曰 牀第之言不踰閭 況在野乎 非使人之所得聞也

④「第」は、賁（すのこ）である。この詩は、淫亂を刺ったものであるから、「牀第の言」（ねやのかたらい）と言っているのである。「閭」は、門の限（しきみ）である。「使人」とは、趙孟自身をいう。

附注の「第 賁也」については、『史記』禮書「疏房牀第 几席 所以養體也」の〈集解〉に「服虔曰 賁謂之第」とあるのを参照。なお、『爾雅』釋器にも「賁謂之第」とある。

注の「閭 門限」については、僖公二十二年の傳文「見

兄弟不踰閭」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

傳子西賦黍苗之四章

④「黍苗」は、『詩』の小雅で、その第四章に「嚴正なる謝邑の工事は、召伯がこれを治め、威武さかんなる遠征軍は、召伯がこれを成した」とある。趙孟を召伯になぞらえたのである。

傳趙孟曰 寡君在 武何能焉

④善を自分の君に譲ったのである。

傳子產賦隰桑

④「隰桑」は、『詩』の小雅で、君子に會い、心を盡してこれに仕える、ことを思う、という點に意義を取ったのであり、（その第一章に）「君子に會えれば、どんなに楽しいことであろう」とある。

附詩序に「隰桑 刺幽王也 小人在位 君子在野 思見君子 盡心以事之」とあるのを参照。

傳趙孟曰 武請受其卒章

④卒章に「心に愛するから、遠くても勤め（て思わ）ずにはいられない。心の中でよみするから、いつになっても忘れない」とある。趙武は、子産に教誨されることを望んだのである。

附鄭箋に「遐 遠 謂 勤 臧 善也 我心愛此君子 君

子雖遠在野 豈能不勤思之乎 宣思之也 我心善此君子
又誠不能忘也 孔子曰 愛之能勿勞乎 忠焉能勿誨
乎」とあるのを参照。なお、注の「藏」は、これに従っ
て、「臧」に改める。

團子大叔賦野有蔓草

⑧「野有蔓草」は、『詩』の鄭風で、その中の「期せずし
て遇えたら、わが願いに適う」という句に（意義を）取
ったのである。

團趙孟曰 吾子之惠也

⑨大叔が、遇えたことを喜んだから、趙孟は、その好意を
受けたのである。

團印段賦蟋蟀

⑩「蟋蟀」は、『詩』の唐風で、（その第一章に）「楽しみ
過ぎることがなく、つとめて自分の家のことを考える。
楽しみを好んでも、すさむことがない。すぐれた人は、
畏れ慎しむ」とある。畏れ慎しんで禮儀を顧みる、とい
うことである。

附毛傳に「瞿瞿然顧禮義也」とあるのを参照。

團趙孟曰 善哉 保家之主也 吾有望矣

⑪よく畏れ慎しんで、すさむことがないから、家を保てる、
ということである。

團公孫段賦桑扈

⑫「桑扈」は、『詩』の小雅で、君子は、禮文があるから、
天の福祿を受けることが出来る、という點に意義を取っ
たのである。

附詩序に「桑扈 刺幽王也 君臣上下 動無禮文焉」とあ
り、第一章に「君子樂胥 受天之祜」とあるのを参照。

團趙孟曰 匪交匪敖 福將焉往

⑬これは、〈桑扈〉の詩の卒章であり、趙孟は、そこにそ
のまま意義を取ったのである。

團若保是言也 欲辭福祿 得乎 卒享 文子告叔向曰 伯
有將爲戮矣 詩以言志 志誣其上 而公怨之 以爲賓榮

⑭「誣」と言っているから、鄭伯に淫亂の事實はなかった
のである。趙孟は、詩を賦して自分に光榮を與えてくれ
るよう（鄭の七子に）提唱したから、「公が怨むような
ものを、賓客の榮譽にした」と言っているのである。

附上の傳文に「趙孟曰 七子從君 以寵武也 請皆賦 以
卒君貺 武亦以觀七子之志（中略）伯有賦鶉之賁賁」と

あり、注に「鶉之賁賁 詩鄘風 衛人刺其君淫亂 鶉鶉
之不若 義取人之無良 我以爲兄 我以爲君也」とある。

なお、傳文の「而公怨之 以爲賓榮」については、疏に
「反將公之所怨 以爲賓之榮寵 劉炫云 而公顯然將比
來之怨 以爲對賓之榮樂也」とある。つまり、「公」を
鄭君と解する説と、公然とと解する説とがある。杜預が

どちらに解しているかは、あまりはっきりしないが、「誣」を強調していることからして、前者の可能性が高いのではあるまいか(？)。

傳其能久乎 幸而後亡

④ 必ず先に亡びる、ということである。

附異説として、王引之『經義述聞』に「家大人曰 杜以下文云 子展其後亡者也 故以後亡連讀 謂伯有必徵天幸乃得後亡 否則必先亡也 不知此以而後二字連讀 非以後亡二字連讀 亡謂出奔也 言伯有幸而後得亡 不幸則爲戮 故上文云 伯有將爲戮也 哀二十五年傳 衛侯怒褚師聲子 褚師出曰 今日幸而後亡 杜彼注云 恐死以得亡爲幸 是其明證矣 僖二十一年傳 宋公子目夷曰 宋其亡乎 幸而後敗 亦謂幸而後止於敗 不幸則亡也 以上三條 皆以而後二字連讀」とある。

傳叔向曰 然 已侈 所謂不及五稔者 夫子之謂矣

④ 「稔」は、年である。三十年の、鄭が良霄(伯有)を殺したこと、のために傳したのである。

附『國語』晉語八「鮮不五稔」の章注に「稔 年也」とあるのを参照。なお、三十年に「鄭人殺良霄」とある。

傳文子曰 其餘皆數世之主也 子展其後亡者也 在上不忘降

④ 〈草蟲〉を賦して、“私の心は(しずまって)へり降る

”と言った、ことをいう。

附上の傳文に「子展賦草蟲」とあり、注に「草蟲 詩召南曰 未見君子 憂心忡忡 亦既見止 亦既覯止 我心則降」とある。

傳印氏其次也 樂而不荒

④ 〈蟋蟀〉を賦して、“樂しみを好んでも、すさむことがない”と言った、ことをいう。

附上の傳文に「印段賦蟋蟀」とあり、注に「蟋蟀 詩唐風曰 無以大康 職思其居 好樂無荒 良士瞿瞿」とある。

傳樂以安民 不淫以使之 後亡 不亦可乎

傳宋左師請賞 曰 請免死之邑

④ 宋の君が功をたたえて厚賞を與えることを望んだから、へりくだって、「免死の邑」と言ったのである。

附疏に「服虔云 向戌自以止兵 民不戰鬪 自矜其功 故求免死之賞也 如服此言 免死謂止兵不鬪 民免死也 杜以爲謙 則向戌自以爲己免死也 若使計謀不當 則罪合死 自矜其功 言己得免死 故請賞邑也」とある。

傳公與之邑六十 以示子罕 子罕曰 凡諸侯小國 晉楚所以兵威之 畏而後上下慈和 慈和而後能安靖其國家 以事大國 所以存也 無威則驕 驕則亂生 亂生必滅 所

以亡也 天生五材

④金・木・水・火・土である。

附『周禮』考工記〈總敘〉「以飭五材」の注に「鄭司農云

（中略）春秋傳曰 天生五材 民並用之 謂金木水火土也」とあるのを參照。

團民並用之 廢一不可 誰能去兵 兵之設久矣 所以威不

軌而昭文德也 聖人以興

⑤湯・武をいう。

團亂人以廢

⑥桀・紂をいう。

團廢興存亡昏明之術 皆兵之由也 而子求去之 不亦誣乎

以誣道蔽諸侯 罪莫大焉 縱無大討 而又求賞 無厭

之甚也 削而投之

⑦左師に賞を與えるという書札（の文字）を削ったのである。

附傳文の「蔽」については、錢大昕『十駕齋養新錄』卷二

〈蔽〉に「正義云 服虔曰 斃 路也 一曰 罷也 則

知服本作弊 王肅董遇本皆作蔽 謂以誣人之道掩諸侯也

杜本作蔽 當如王肅爲蔽掩之也（陸氏釋文云 服虔王

肅董遇並作弊 與正義不同 恐陸氏誤也）案如王肅說當

以誣道二字連文 如服說當以道弊連文 襄十一年 范宣

子曰 諸侯道蔽而無成 能無貳乎 與此傳同義 謂諸侯

兼事晉楚 則罷于奔命也 當從服說作弊爲是 弊蔽古通用」とあるのを參照。なお、諸本に従って、傳文の「子求」の下に、「去」の字を補う。

團左師辭邑 向氏欲攻司城

⑧「司城」は、子罕である。

附六年の傳文に「司城子罕曰」とある。

團左師曰 我將亡 夫子存我 德莫大焉 又可攻乎 君子

曰 彼己之子 邦之司直

⑨『詩』の鄭風（羔裘）である。「司」は、主である。

附毛傳に「司 主也」とあるのを參照。

團樂喜之謂平

⑩「樂喜」は、子罕である。彼が向戌に阿諛しなかったことをはめているのである。

附注の「樂喜 子罕也」については、九年の傳文「樂喜爲

司城以爲政」の注に、同文がみえる。

團何以恤我 我其收之

⑪逸詩である。「恤」は、憂であり、「收」は、取である。

附異說として、惠棟『春秋左傳補註』に「顧炎武云 見周

頌 棟案 頌云 假以溢我 說文及廣韻引詩云 諷以謚

我 諷與何音相近 伏生尙書云 維刑之謚哉 古文作恤

恤 慎也 故毛傳亦訓溢爲慎 今傳作恤 與毛傳義合

古謚溢字通 鄭氏訓爲盈溢 失之 杜氏訓恤爲憂 尤

誤 説文云 識 嘉善也 毛傳訓假爲嘉 義亦同」とある。

團向戌之謂乎

⑩向戌がよく自分の過ちに氣づいたことをはめているのである。

團齊崔杼生成及疆而寡

⑪つれあいを失った者を「寡」という。「寡」は、特（ひと）りである。

附『詩』小雅〈鴻鴈〉「爰及矜人 哀此鰥寡」の毛傳に「老無妻曰鰥 偏喪曰寡」とあるのを参照。

團娶東郭姜 生明 東郭姜以孤入 曰棠無咎

⑫「無咎」は、棠公の子である。

附二十五年の傳文に「齊棠公之妻 東郭偃之姊也 東郭偃

臣崔武子 棠公死 偃御武子以弔焉 見棠姜而美之 使偃取之」とある。

團與東郭偃相崔氏

⑬「東郭偃」は、姜の弟である。

附すぐ上の團を参照。

團崔成有疾而廢之

⑭惡疾があったのである。

附傳文の「病」は、諸本に従って、「疾」に改める。

團而立明 成請老于崔

⑮濟南の東朝陽縣の西北部に崔氏城がある。成は、崔邑に居を構えて、餘生を送ろうとしたのである。

團崔子許之 偃與无咎弗予 曰 崔 宗邑也 必在宗主

⑯「宗邑」は、宗廟がある所である。「宗主」とは、崔明をいう。

附哀公十四年の傳文「薄 宗邑也」の注に「宗廟所在」とある。

團成與疆怒 將殺之 告慶封曰 夫子之身 亦子所知也

唯无咎與偃是從 父兄莫得進矣 大恐害夫子 敢以告

⑰「夫子」とは、崔杼をいう。

團慶封曰 子姑退 吾圖之 告盧蒲癸

⑱「癸」は、慶封の下屬の大夫である。封は、成と疆が言ったことを、癸に話したのである。

附『史記』齊世家「使崔杼仇盧蒲癸攻崔氏」の〈集解〉に

「賈逵曰 癸 齊大夫慶封之屬」とあるのを参照。

團盧蒲癸曰 彼 君之讎也 天或者將棄彼矣 彼實家亂

子何病焉

⑲「君」とは、齊の莊公をいう。崔杼に弑されたのである。

附二十五年に「夏五月乙亥齊崔杼弑其君光」とある。

團崔之薄 慶之厚也

⑳崔が敗壞すれば、慶が權力を獨占できる、ということ

ある。

團他日又告

④成と疆がまた告げたのである。

團慶封曰 苟利夫子 必去之 難 吾助女 九月庚辰崔成

崔疆殺東郭偃棠无咎於崔氏之朝 崔子怒而出 其衆皆逃

求人使駕 不得 使圉人駕 寺人御而出

④「圉人」は、馬を養う者である。「寺人」は、奄士（宦官）である。

附注の前半については、莊公三十二年の傳文「圉人・牽自牆外與之戲」の注に「圉人 掌養馬者」とある。なお、その附を参照。

注の後半については、成公十七年の傳文「寺人孟張奪之」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團且曰 崔氏有福 止余猶可

④家まで滅し、禍害が自身に止まらない、ことを恐れたのである。

團遂見慶封 慶封曰 崔慶一也

④一家も同然、ということである。

團是何敢然 請爲子討之 使廬蒲嬖帥甲以攻崔氏 崔氏堞其宮而守之

④「堞」は、短垣（ひめがき）である。家臣たちに、短垣の内に立て籠って守らせたのである。

附六年の傳文「傳於堞」の注に「堞 女牆也」とある。なお、その附を参照。

團弗克 使國人助之 遂滅崔氏 殺成與疆 而盡俘其家其妻縊

④「妻」とは、東郭姜である。

團嬖復命於崔子 且御而歸之

④嬖が崔子のために車を御したのである。

團至 則無歸矣 乃縊

④（二十五年の）「自分の家に入っても、妻に會えない。凶である」という占に、結末をつけたのである。

團崔明夜辟諸大墓

④先人の墓に穴を掘って（崔杼の尸を）埋めたのである。

附二十三年の傳文「冬十月孟氏將辟」の注に「辟 穿藏也」とある。なお、二十八年の傳文に「求崔杼之尸 將戮之 不得」とある。

團辛巳崔明來奔 慶封當國

④「當國」とは、政權を握ったのである。

團楚遠罷如晉泣盟

④「罷」は、令尹の子蕩である。荀盈に返報したのである。

附昭公五年の傳文に「使與令尹子蕩如晉逆女」とある。また、上の傳文に「晉荀盈遂如楚泣盟」とある。

傳晉侯享之 將出 賦既醉

④「既醉」は、『詩』の大雅で、(その第一章に)“もうすっかり酒に酔い、もうすっかり徳に満足した。君子は、萬年の壽を保ち、(天が)汝の大福をより大にする(or 助ける)”とある。この詩によって晉侯をほめたたえ、彼を太平の君子になぞらえたのである。

附詩序に「既醉 太平也 醉酒飽德 人有士君子之行焉」とあるのを参照。

傳叔向曰 蓮氏之有後於楚國也 宜哉 承君命 不忘敏

子蕩將知政矣 敏以事君 必能養民 政其焉往

⑤政權は必ず彼に歸する、ということである。

傳崔氏之亂

⑥二十五年にある。

附二十五年に「夏五月乙亥齊崔杼弑其君光」とある。

傳申鮮處來奔 僕賁於野 以喪莊公

⑦齊の莊公のために喪に服していた。

傳冬楚人召之 遂如楚 爲右尹

⑧傳は、楚がよく賢を用いたことを言っているのである。

傳十一月乙亥朔日有食之 辰在申 司麻過也 再失閏矣

⑨斗柄が申の方角を指していたことをいう。周正の十一月は今(夏正)の九月にあたり、斗柄は戌の方角を指すはずなのに、(二箇月前の)申の方角を指していたから、閏月を二度置き忘れた(二箇月餘分にかぞえた)ことがわかる。文公十一年の三月甲子からこの年までは七十一歳で、(麻法上)二十六の閏月があるはずだが、今、(長麻)で推算してみると、二十四の閏月が得られ、總計で二つの閏月が少ない。(なお)このことは『釋例』で詳述している。

附三十年の傳文に「臣生之歲 正月甲子朔 四百有四十五甲子矣 其季於今三之一也(注 所稱正月 謂夏正月也) 史走問諸朝 師曠曰 魯叔仲惠伯會卻成子于承匡之歲也(注 在文十一年)是歲也 狄伐魯(中略)七十二年矣」とある。また、疏に引く『釋例』に「閏者 會集數年餘日 因宜以安之 故閏月無中氣 斗建斜指兩辰之間也 魯之司歷 漸失其閏 至此年日食之月 以儀審望 知斗建之在申 斗建在申 乃是周家九月也 而其時麻稱十一月 故知再失閏也 於是始覺其謬 遂頓置兩閏 以應天正 以敘事期 然則前閏月爲建酉 後閏月爲建戌 十二月爲建亥 而歲終焉 是故明年經書春無冰 傳以爲時災也 若不復頓置二閏 則明年春是今之九月十月十一月也 今之九月十月十一月無冰 非天時之異 無緣揔書春也

尋案今世所謂魯麻者 不與春秋相符 殆末世好事者爲之 非眞也 今俱不知其法術 且依春秋經傳 反覆其終始以求之 近得其實矣」とある。なお、『漢書』律曆志上に「於是辰在申 而司曆以爲在建戌 史書建亥」とあり、同下の『世經』に「九月乙亥朔 是建申之月也 魯史書 十二月乙亥朔日有食之 傳曰 冬十一月乙亥朔日有食之 於是辰在申 司曆過也 再失閏矣 言時實行以爲十一月也 不察其建 不考之於天也」とあるのを参照。

〔襄公二十八年〕

經二十有八年春無冰

⑩前年に、閏月を二度置き忘れたことに氣づき、にわかに二つの閏月を置いて、天の正にしたがった（二箇月のずれを修正した）から、この年、正月が（きちんと）建子に当たり、氷が無かったことを災として書く、ことが出来たのである。

附二十七年の傳文に「十一月乙亥朔日有食之 辰在申 司麻過也 再失閏矣」とあり、その疏に引く『釋例』に「於是始覺其謬 遂頓置兩閏 以應天正 以敘事期 然則前閏月爲建酉 後閏月爲建戌 十二月爲建亥 而歲終焉 是故明年經書春無冰 傳以爲時災也 若不復頓置二閏 則明年春是今之九月十月十一月也 今之九月十月十一月

無冰 非天時之異 無緣摠書春也」とある。なお、桓公十四年「無冰」の注に「書 時失」とあり、また、成公元年「無冰」の注に「書 冬溫」とある。

經夏衛石惡出奔晉

⑪甯喜の仲間である。名を書いているのは、にくんでである。

附下の傳文に「衛人討甯氏之黨 故石惡出奔晉」とある。

なお、宣公十年に「齊崔氏出奔衛」とあり、傳に「書曰 崔氏 非其罪也」とある。

經邾子來朝

經秋八月大雩

經仲孫羯如晉

⑫楚に朝する旨を告げたのである。

附下の傳文に「孟孝伯如晉 告將爲宋之盟故如楚也」とあり、注に「魯 晉屬 故告晉而行」とある。

經冬齊慶封來奔

⑬崔杼の仲間で、酒色に溺れて出奔したのである。名を書

いているのは、罪責してである。魯から呉に奔ったことを（經に）書いていないのは、位を絶たれ（もはや）卿ではなかった、からである。

〔附〕注の「崔杼之黨」については、二十五年の傳文に「丁丑崔杼立而相之 慶封爲左相 盟國人於大宮 曰 所不與崔慶者」とある。

注の「肴酒荒淫」については、下の傳文に「齊慶封好田而肴酒 與慶舍政 則以其内實遷于盧蒲癸氏 易内而飲酒」とある。

注の「書名 罪之」については、宣公十年に「齊崔氏出奔衛」とあり、傳に「書曰崔氏 非其罪也」とある。

注の「自魯奔吳不書」については、下の傳文に「奔吳 吳句餘予之朱方」とある。

〔經〕十有一月公如楚

〔附〕宋の盟にもついで、楚に朝したのである。

〔附〕下の傳文に「爲宋之盟故 公及宋公陳侯鄭伯許男如楚」とある。

〔經〕十有二月甲寅天王崩

〔附〕靈王である。

〔附〕公羊の何注に、同文がみえる。

〔經〕乙未楚子昭卒

〔附〕康王である。十二月に「乙未」はない。日の誤りである。

〔附〕下の傳文に「及漢 楚康王卒」とある。また、疏に「長麻推此年十二月戊戌朔」とある。

〔附〕二十八年春無冰 梓愼曰 今茲宋鄭其饑乎

〔附〕「梓愼」は、魯の大夫である。この年に、鄭の游吉と宋の向戌がこれを言い、明年には、饑饉がひどかった。その事は、後の傳に詳しい。

〔附〕下の傳文に「鄭伯使游吉如楚（中略）子大叔曰（中略）以歲之不易 聘於下執事」とあり、「宋向戌曰（中略）飢寒之不恤 誰能恤楚」とある。また、二十九年の傳文に「於是鄭饑」とあり、「宋亦饑」とある。

〔附〕歲在星紀 而淫於玄枵

〔附〕「歲」は、歲星（木星）である。「星紀」は、丑に當たり、斗・牛の次である。「玄枵」は、子に當たり、虛・危の次である。十八年に、晉の董叔が「天道は多く西北にある」と言っていて、この歲に、歲星は亥（娵訾）にあった。（それから）この年まで、十一歳であるから、星紀にあり、明年になって始めて玄枵にあるはずなのに、今（ここ）ですでに玄枵にあった。（つまり）行き過ぎて次

を失したのである。

〔附〕注の「歳 歳星也」については、『國語』周語下「昔武王伐殷 歳在鶉火」の章注に「歳 歳星也」とあるのを参照。

注の「星紀在丑 斗牛之次 玄枵在子 虛危之次」については、『爾雅』釋天に「星紀 斗牽牛也 玄枵 虛也」とあるのを参照。また、『漢書』律曆志下〈歲術〉に「星紀 初斗十二度 大雪 中牽牛初 冬至 終於婺女七度 玄枵 初婺女八度 小寒 中危初 大寒 終於危十五度」とあるのを参照。また、『晉書』天文志上に「自南斗十二度至須女七度爲星紀 於辰在丑（中略）自須女八度至危十五度爲玄枵 於辰在子」とあるのを参照。

注の「十八年晉董叔曰 天道多在西北 是歳 歳星在亥」については、十八年の傳文に「董叔曰 天道多在西北」とあり、注に「歳在豕韋 月又建亥 故曰 多在西北」とある。

注の「至此年十一歳 故在星紀」については、九年の傳文に「晉侯曰 十二年矣 是謂一終 一星終也」とあり、注に「歳星十二歳而一周天」とある。

注の「明言乃當在玄枵」の「言」は、諸本に従って、「年」に改める。

〔團〕以有時蓄 陰不堪陽

④「時蓄」とは、（春に）氷が無かったことである。盛陰が事を支配するはずなのに、温暖で氷が無かった。つまり、陰が陽に勝てず、地氣がもれ出たのである。

〔附〕「禮記」月令に「孟冬行春令 則凍閉不密 地氣上泄」とあるのを参照。

〔團〕蛇乘龍

④「蛇」は、玄武の宿で、虛・危の星である。「龍」は、歳星である。歳星は木で、木は青龍だからである。（その龍が）次を失して、虛・危の下に出た。（つまり）蛇に乘られたのである。

〔附〕異説として、上の疏に「服虔云 歳爲陽 玄枵爲陰 乘陰 進至玄枵 陰不勝陽 故溫無冰」とある。なお、

これについては、張聰咸『左傳杜註辨證』に「案杜意與傳相反 傳言歳在星紀而淫於玄枵 則歳星乘玄枵矣 下云蛇乘龍 蓋蛇爲龍所乘也 故陰不堪陽 則春無冰服虔注 歳爲陽 玄枵爲陰 歳乘陰 進至玄枵 陰不勝陽 故溫無冰 正義辨之謂 下云蛇乘龍 乃謂玄枵乘歳星 若如其說 又何陰不堪陽之有 正義知有杜而不知有左氏 且並不尋繹上下傳文 而專以排詆爲能事耳」とある。

〔團〕龍 宋鄭之星也

④歳星の基本的位置は東方にあり、東方の房・心は宋（の分野）であり、角・亢は鄭（の分野）である。だから、

龍（歳星）を宋・鄭の星としていのである。

附『史記』天官書に「宋鄭之疆 候在歳星 占於房心」とあるのを参照。

なお、疏に「歳星屬木 木位在東方」とあるから、あるいは、注の「本位」の「本」は、「木」の誤りかも知れない（？）。

團宋鄭必饑 玄枵 虛中也

②玄枵の三宿（女・虚・危）のうち、虚星がその中央にある。

團枵 耗名也 土虚而民耗 不饑何爲

③歳星は、宋・鄭の星であるが、今ここで、定位置を失し、行き過ぎて虚耗の次（玄枵）に入り、しかも、この季節に氷が無く、地氣がもれ出た。だから、「土がからで民がやせる」と言っているのである。

團夏齊侯陳侯蔡侯北燕伯杞伯胡子沈子白狄朝于晉 宋之盟故也

④陳侯・蔡侯・胡子・沈子は、楚の從屬である。宋の盟で「晉・楚に従っている諸侯を、たがいちがいに（楚・晉に）朝見させる」（二十七年傳文）と言ったから、晉に朝したのである。燕國は、今の薊縣である。

附疏に引く『譜』に「北燕 姬姓 召公奭之後也 周武王

封之於燕 居漁陽薊縣 其國辟小 不通諸夏 自召公至簡公款二十九世 始見經 簡公子獻公十二年 獲麟之歲也 獻公子孝公七年 春秋之傳終矣 孝公立十五年卒 孝公以下六世 始大稱王 十二世二百二十五年 秦滅之」とある。

團齊侯將行 慶封曰 我不與盟 何爲於晉

⑤宋の盟で、齊と秦は除外した、からである。

附二十七年の傳文に「王曰 釋齊秦 他國請相見也」とある。

團陳文子曰 先事後賄 禮也

⑥大國に仕えるには、まず相手の政事に従い、その後で、贈物をすすめて、おのれの心を満足させる、ようにしなければいけない。

附異説として、『會箋』に「此事言朝聘諸侯之事也 賄言費用也 非賄賂之謂 慶封愛費用而止行 故言此喻之注非」とあり、また、楊伯峻『春秋左傳注』に「賄謂財貨 朝于晉必用不少財幣 陳文子蓋針對慶封借財而言 其意謂以事晉爲先 而財幣則應在後打算」とある。

團小事大 未獲事焉 從之如志 禮也

⑦（指示がない場合は、こちらから）大國に指示を請うて、その意向に順わなければいけない、ということである。附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「宋會子木請晉楚之

從交相見 趙孟曰 晉之不能於齊 猶楚之不能於秦也
及盟 齊秦不與焉 是齊之事晉 未獲如他諸侯也 志
晉志也 晉欲齊服從不敢貳 今往朝之 是如其志也 杜
解事爲政事 失之」とある。

團雖不與盟 敢叛晉乎 重丘之盟 未可忘也 子其勸行
③「重丘の盟」は、二十五年にある。

附二十五年の傳文に「秋七月己巳同盟于重丘 齊成故也」
とある。

團衛人討甯氏之黨 故石惡出奔晉 衛人立其從子團 以守
石氏之祀 禮也

④石惡の先祖の石碯が衛國に大功をあげ、惡（自身）の罪
も、祭祀を絶つほどのものではなかったから、「禮にか
なっている」と言っているのである。

附隱公四年の傳文に「君子曰 石碯 純臣也 惡州吁而厚
與焉 大義滅親 其是之謂乎」とある。

團邾悼公來朝 時事也

⑤傳は、來朝した（魯に朝した）のは、宋の盟のためでは
なく、宋の盟は、晉・楚に朝した場合にのみ關わる、と
いうことを言っているのである。

附上の傳文に「夏齊侯陳侯蔡侯北燕伯杞伯胡子沈子白狄朝

于晉 宋之盟故也」とあり、また、下の傳文に「爲宋之
盟故 公及宋公陳侯鄭伯許男如楚」とある。

團秋八月大雩 旱也

團蔡侯歸自晉 入于鄭 鄭伯享之 不敬 子產曰 蔡侯其
不免乎

⑥禍を免れない、ということである。
團曰其過此也

⑦（「日」とは）往日、晉に行く時に、ということである。
附文公七年の傳文「日衛不睦」の注に「日 往日」とある。

團君使子展廷勞於東門之外 而傲

⑧「廷」は、往である。

附『説文』に「廷 往也」とあるのを參照。ちなみに、『漢
書』五行志中之上に「君使子展往勞于東門 而敖」とあ
る。

團吾曰猶將更之 今還 受享而惰 乃其心也 君小國 事
大國 而惰傲以爲己心 將得死乎 若不免 必由其子
其爲君也 淫而不父

⑨大子班の妻と淫通したのである。

附三十年の傳文に「蔡景侯爲大子般娶于楚 通焉 大子絺
景侯」とある。

④僑聞之 如是者 恒有子禍

⑤三十年の、蔡の世子班がその君を弑したこと、のために傳したのである。

附三十年に「夏四月蔡世子般弑其君固」とある。

傳孟孝伯如晉 告將爲宋之盟故如楚也

⑥魯は、晉の屬國であるから、晉に告げてから行ったのである。

傳蔡侯之如晉也 鄭伯使游吉如楚 及漢 楚人還之 曰

宋之盟 君實親辱

⑦「君」とは、鄭伯をいう。

傳今吾子來 寡君謂吾子姑還 吾將使駟奔問諸晉而以告

⑧鄭君が來朝すべきかどうかを問い合わせる、ということである。

傳子大叔曰 宋之盟 君命將利小國 而亦使安定其社稷

鎮撫其民人 以禮承天之休

⑨「休」は、福祿である。

附宣公三年の傳文「以承天休」の注に「而受天祐」とある。

傳此君之憲令 而小國之望也

⑩「憲」は、法である（『爾雅』釋詁）。

傳寡君是故使吉奉其皮幣

⑪聘には、乘皮（四枚の皮）と束帛（五匹の帛）を用いる。

附哀公七年の傳文に「邾茅夷鴻以束帛乘韋自請救於吳」とある。

傳以歲之不易 聘於下執事

⑫今年、饑饉があったから、鄭伯は自身で楚に朝することが出ない、ということである。

附三年の傳文「以歲之不易」の注に「不易 多難也」とある。また、二十九年の傳文に「於是鄭饑」とある。

傳今執事有命曰 女何與政令之有 必使而君棄而封守 跋

涉山川 蒙犯霜露 以逞君心 小國將君是望 敢不唯命

是聽 無乃非盟載之言 以闕君德 而執事有不利焉 小

國是懼 不然 其何勞之敢憚 子大叔歸 復命 告子展

曰 楚子將死矣 不脩其政德 而貪昧於諸侯 以逞其願

欲久 得乎 周易有之 在復三

⑬下が震（三）で上が坤（三）のが、「復」（三）である。

傳之頤三

⑭下が震（三）で上が艮（三）のが、「頤」（三）である。

「復」の上六（一番上の一）が（一に）變じて「頤」を得る、ということである。

傳曰 迷復 凶

⑮（これは）〈復〉の上六の爻辭である。「復」は、反（かえる）である。（つまり、〈復〉は）陰をきわめて陽にかえるという卦である。（その）上（六）は、どん詰まり

に位置し、迷ってかえり、道を遠くはずれ、遠いうえに
應がない（上の應たるべき三が、同じく陰文である）か
ら、凶なのである。

附李鼎祚『周易集解』に「虞翻曰 坤冥爲迷高而无應 故
凶」とあるのを参照。なお、疏に「上應在三 三亦陰文」
とある。

團其楚子之謂乎 欲復其願

④鄭を來朝させて自分の本願にかえろうとしていることを
いう。

團而棄其本

④德を脩めていない。

附上の傳文に「不脩其政德」とある。

團復歸無所 是謂迷復

④道を遠くはずれているうえに、歸るところがない。

團能無凶乎 君其往也 送葬而歸 以快楚心

④楚子は必ず死ぬから、君が往けば、その葬を送ることに
なる、ということである。

團楚不幾十年 未能恤諸侯也

④「幾」は、近である。道を遠くはずれた者は、かえるの
もまた難かしい、ということである。

附注の「幾 近也」については、十一年の傳文「國幾亡」
の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

なお、疏に「服虔云 此行也 楚康王卒 至昭四年楚靈
王合諸侯于申 距今八年 故曰 不幾十年」とある。

團吾乃休吾民矣

④「休」は、息である（『爾雅』釋詁）。楚はもはや（鄭に）
害をなすことが出来ない、ということである。

團裨竈曰 今茲周王及楚子皆將死

④「裨竈」は、鄭の大夫である。

附昭公九年の傳文に「鄭裨竈曰」とある。

團歲棄其次 而旅於明年之次 以害鳥帑 周楚惡之

④「旅」は、客處（寄寓）である。歲星が星紀の次（本來
のすまい）を棄てて、玄枵に寄寓したのである。歲星の
すまいに當たれば、その國に福があるのだが、（今、福
をもたらすべき歲星が）北方で次を失したから、禍が眞
向かいの南方でおこるのである。南方は朱鳥であり、鳥
の尾を「帑」という。（南方の）鶉火・鶉尾は周・楚の
分野であるから、周王・楚子がその咎を受けるのである。
ともに、歲星が次を行き過ぎたことを論じたのに、梓慎
は「宋・鄭に饑饉がある」といい、裨竈は「周・楚の王
が死ぬ」といっている。（つまり）傳は、わざわざ兩者
をとり擧げて、卜占は人それぞれである、ということを示
したのである。

附注の「旅 客處也」については、莊公二十二年の傳文「辭

曰「羈旅之臣」の注に「旅客也」とある。

注の「歳星所在 其國有福」については、昭公三十二年の傳文「越得歳而吳伐之 必受其凶」の注に、同文がみえる。

注の「失次於北 禍衝在南」〔諸本に従つて、「此」を「北」に改める〕については、疏に「當福之衝 其國有禍」とある。なお、『淮南子』天文訓に「歳星之所居 五穀豐昌 其對爲衝 歲乃有殃 當居而不居 越而之他處 主死國亡」とあるのを参照。

注の「鶉火鶉尾 周楚之分」については、『淮南子』天文訓に「柳七星張 周 翼軫 楚」とあるのを参照。また、『晉書』天文志上に「自柳九度至張十六度爲鶉火 於辰在午 周之分野 屬三河 自張十七度至軫十一度爲鶉尾 於辰在巳 楚之分野 屬荊州」とあるのを参照。

○九月鄭游吉如晉 告將朝于楚以從宋之盟 子產相鄭伯以如楚 舍不爲壇

○對等な國の郊に到着したときは、地をはらい土をもらあげて壇をつくり、郊勞を受けるのである。

○附疏に「服虔本作壇 解云除地爲壇」とある。

○外僕言曰 昔先大夫相先君適四國 未嘗不爲壇

○「外僕」は、次舍をつかさどる者である。

○昭公十三年の傳文に「子產命外僕速張於除」とある。

○自是至今亦皆循之 今子草舍 無乃不可乎 子產曰 大適小 則爲壇 小適大 苟舍而已 焉用壇 僑聞之 大適小有五美 宥其罪戾 赦其過失 救其菑患 賞其德刑

○「刑」は、法である。

○隱公十一年の傳文「許無刑而伐之」等の注に、同文がみえる。

○教其不及 小國不困 懷服如歸 是故作壇以昭其功 宣告後人 無怠於德

○「怠」は、解（おこたる）である。

○文公十五年の傳文「曰 君弱 不可以怠」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

○小適大有五惡 說其罪戾

○自らを辯解する、ということである。

○請其不足 行其政事

○大國の政をそのとおりに實行する、ということである。

○共其職貢 從其時命

○朝會の命に従う、ということである。

○不然 則重其幣帛 以賀其福而弔其凶 皆小國之禍也 焉用作壇以昭其禍 所以告子孫 無昭禍焉可也

○禍をあきらかにして子孫に告げる必要はない、ということである。

團齊慶封好田而嗜酒 與慶舍政

⑨「舍」は、慶封の子である。慶封は、政權を握ったが、自分で政治を行なわず、舍に任せていたのである。

附二十七年の傳文に「慶封當國」とある。

なお、『史記』齊世家「慶舍用政」の〈集解〉に「服虔曰 舍 慶封之子也 生傳其職政與子」とある。

團則以其内實遷于盧蒲癸氏 易内而飲酒

⑩「内實」とは、寶物・妻妾である。癸の家に移り住んでいたのである。

團數日 國遷朝焉

⑪盧蒲氏におもむいて、封に朝見したのである。

團使諸亡人得賊者 以告而反之

⑫「亡人」とは、崔氏の亂を避けて出奔した者である。

團故反盧蒲癸 癸臣子之

⑬「子之」は、慶舍である。

團有寵 妻之

⑭子之は自分のむすめを癸にめあわせたのである。

團慶舍之士謂盧蒲癸曰 男女辨姓 子不辟宗 何也

⑮「辨」は、別である。姓を別にして始めて、娶ることが出来る。慶氏と盧蒲氏は、いづれもみな、姜姓である。

附注の「辨 別也」については、二十五年の傳文「偃曰

男女辨姓」等の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

團曰 宗不余辟

⑯舍の方が自分にめあわせようとしている、ということである。

團余獨焉辟之 賦詩斷章 余取所求焉 惡識宗

⑰自分の方も、慶氏に求めようとするからには、もはや禮を氣づかってなどいられないのであり、（それは）たとえば、詩を賦する場合に、（本旨とかかわりなく）その中の一章だけを取る、ようなものである、ということである。

團癸言王何而反之 二人皆嬖

⑱二子は、いづれもみな、莊公の黨與である。二十五年に崔氏が莊公を弑したとき、癸と何は出奔したが、今こゝで、もどって慶氏に寵を求め、莊公のために復讐しようとしたのである。

附二十五年の傳文に「盧蒲癸奔晉 王何奔莒」とあり、注

に「二子 莊公黨 爲二十八年殺慶舍張本」とある。

なお、注の「來」は、諸本に従って、「求」に改める。

團使執寢戈而先後之

⑲「寢戈」は、身近に置く武器（枕槍）である。

團公膳日雙鷄

⑨卿大夫の膳食である。

⑩饗人竊更之以驚 御者知之 則去其肉 而以其泊饋

⑪「御」は、食を進める者（給仕人）である。料理人と給

仕人が、諸大夫に慶氏を怨ませようとして、その膳を減らしたのである。おそらく、盧蒲癸と王何の策謀であろう。

團子雅子尾怒

⑫二子は、いづれもみな、惠公の孫である。

附昭公三年の傳文に「二惠競爽猶可」とあり、注に「子雅子尾皆齊惠公之孫也」とある。また、同十年の傳文に「齊惠・樂高氏皆書酒」とあり、注に「樂高二族皆出惠公」とある。なお、『呂氏春秋』慎行「慶封出獵 景公與陳無宇公孫竈公孫蜚誅封」の高注に「公孫竈 惠公之孫 公子樂堅之子子射也 蜚 惠公之孫 公子高祈之子子尾也」とあるのを参照。

團慶封告盧蒲癸

⑬二子が怒っていることを癸に告げたのである。

團盧蒲癸曰 譬之如禽獸 吾寢處之矣

⑭殺してその皮を數物にしてみせる、ということである。

團使析歸父告晏平仲

⑮いっしょに、子雅・子尾を謀殺しようとしたのである。

團平仲曰 嬰之衆不足用也 知無能謀也 言弗敢出

⑯計謀をもらすようなことはしない、ということである。

團有盟可也 子家曰 子之言云

⑰「子家」は、析歸父である。

附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「衡案 下文謂子家速歸 注子家慶封字 傳例凡同名字者 必加氏號以別之

此前後兩子家 皆單稱其字 而杜一以爲慶封 一以爲析歸父 非傳例也 今案 孔父華父之類 皆是字 則歸父亦字非名也 古人名字相配 杜以歸父爲名 故以子家爲其字 其誤與以孔父爲嘉名同 然則此子家亦謂慶封矣

蓋析歸父既告晏平仲 平仲以其事重大 自往慶封之家 答之 傳不言之者 云子家曰 則平仲往其家可知也 唯平仲往其家而面答之 故云 子之言云 又焉用盟 若是析歸父 當還報慶封 不得專辭其盟 益知此子家亦慶封也」とある。

團又焉用盟 告北郭子車

⑱「子車」は、齊の大夫である。

團子車曰 人各有以事君 非佐之所能也

⑲「佐」は、子車の名である。

團陳文子謂桓子

⑳「桓子」は、文子の子の無字である。

團曰 禍將作矣 吾其何得 對曰 得慶氏之木百車於莊

㉑慶封には、この時、これだけの材木があり、六車がなら

べられる道（大通り）に積んでいたのである。

附隠公十一年の傳文「及大達 弗及」の注に「達 道方九軌也」とある。なお、『爾雅』釋宮に「六達謂之莊（中略）九達謂之達」とあるのを参照。

傳文子曰 可慎守也已

⑨貨財を欲しがっていないことをはめたのである。

傳盧蒲癸王何卜攻慶氏 示子之兆

⑩龜の兆である。

附昭公五年の傳文に「龜兆告吉」とある。

傳曰 或卜攻讎 敢獻其兆 子之曰 克 見血 冬十月慶

封田于萊 陳無宇從 丙辰文子使召之 請曰 無宇之母

疾病 請歸 慶季卜之

⑪「季」は、慶封である。

傳示之兆 曰 死 奉龜而泣

⑫無宇が泣いたのである。

傳乃使歸 慶祠聞之

⑬「祠」は、慶封の一族である。

傳曰 禍將作矣 謂子家速歸

⑭「子家」は、慶封の字（あざな）である。

傳禍作必於嘗

⑮「嘗」は、秋の祭である。

附桓公五年の傳文に「始殺而嘗」とあり、注に「建酉之月

陰氣始殺 嘉穀始熟 故薦嘗於宗廟」とある。なお、

『爾雅』釋天に「秋祭曰嘗」とあるのを参照。また、桓公八年の公羊傳文に「秋曰嘗」とあるのを参照。

傳歸猶可及也 子家弗聽 亦無俊志

⑯「俊」は、改竊である。

附成公十三年の傳文「康猶不俊 入我河曲」等の注に「俊 改也」とある。

傳子息曰 亡矣 幸而獲在吳越

⑰「子息」は、慶嗣である。

傳陳無宇濟水 而戕舟發梁

⑱「戕」は、殘壞（こわす）である。慶封に難を救援させたくなかったのである。

附『孟子』告子上「將戕賊杞柳 而後以爲桮棬也」の趙注

に「戕猶殘也 春秋傳曰 戕舟發梁」とあるのを参照。

傳盧蒲姜謂癸曰 有事而不告我 必不捷矣

⑲「姜」は、癸の妻で、慶舍の女（むすめ）である。

附上の傳文に「癸臣子之（注 子之 慶舍）有寵 妻之（注

子之以其女妻癸）」とある。

傳癸告之

⑳慶舍を殺そうとしていることを告げたのである。

傳姜曰 夫子愎 莫之止 將不出 我請止之

㉑「夫子」とは、慶舍をいう。

傳癸曰 諾 十一月乙亥嘗于大公之廟 慶舍泣事

④ 祭事に臨席しようとしたのである。

附僖公三年「冬公子友如齊蒞盟」等の注に「蒞 臨也」と

ある。なお、その附を参照。

傳盧蒲姜告之 且止之 弗聽 曰 誰敢者 遂如公

⑤ 公がいる所（大公の廟）へ行ったのである。

傳麻嬰爲尸

⑥ 祭の尸（かたしろ）となったのである。

傳慶妻爲上獻

⑦ 「上獻」とは、まっ先に（酒を）獻ずる者である。

傳盧蒲癸王何執寢戈 慶氏以其甲環公宮

⑧ 廟は公宮内にあったのである。

傳陳氏鮑氏之圉人爲優

⑨ 「優」は、俳（芝居）である。

附六年の傳文「長相優」の注に「優 調戲也」とある。な

お、『國語』晉語一「公之優曰施 通於驪姬」の章注に

「優 俳也」とあるのを参照。

傳慶氏之馬善驚 士皆釋甲束馬

⑩ 「束」とは、つなぎとめたのである。

傳而飲酒 且觀優 至於魚里

⑪ 「魚里」は、里の名である。芝居は魚里で演じられたか

ら、そこまで行って見物したのである。

傳欒高陳鮑之徒介慶氏之甲

⑫ 「欒」は子雅、「高」は子尾、「陳」は陳須無、「鮑」は

鮑國である。

附下の傳文に「公懼 鮑國曰 羣臣爲君故也 陳須無以公

歸」とある。なお、上の傳文「子雅子尾怒」の附を参照。

傳子尾抽桷 擊扉三

⑬ 「桷」は、椽（たるき）である。「扉」は、門闔（門の

とびら）である。桷で扉をたたいて合圖したのである。

附注の「桷 椽也」については、莊公二十四年「春王三月

刻桓宮桷」の注に、同文がみえる。なお、異説として、

安井衡『左傳輯釋』に「博雅 桷 槌也 子尾插小槌於

帶 以備爲期 至此抽出之 以擊門扉也 椽不易抽 子

尾欲擊門扉以爲期而已 安須極力抽之哉 下文云援廟桷

言廟以別此桷 傳意易知 杜偶不喻耳」とある。

注の「扉 門闔也」については、『爾雅』釋宮に「闔謂

之扉」とあるのを参照。

傳盧蒲癸自後刺子之 王何以戈擊之 解其左肩 猶援廟桷

動於薨

⑭ 「薨」は、屋棟（いらか）である。

附『說文』に「薨 屋棟也」とあるのを参照。

傳以俎壺投 殺人而後死

⑮ 慶舍が怪力だったことを言っているのである。

傳遂殺慶繩麻嬰

④「慶繩」は、慶集である。

附上の傳文に「慶美爲上獻」とある。

傳公懼 鮑國曰 羣臣爲君故也

⑤公室を尊ぼうとしたのであって、亂をおこしたのではない、ということである。

傳陳須無以公歸 稅服而如內宮

⑥公が外の難を懼れたことを言っているのである。

傳慶封歸 遇告亂者 丁亥伐西門 弗克 還伐北門 克之

入 伐內宮

⑦陳・鮑が公のそばにいたからである。

傳弗克 反 陳于嶽

⑧「嶽」は、里の名である。

附『孟子』滕文公下「引而置之莊嶽之間數年」の趙注に「莊嶽 齊街里名也」とあるのを參照。

傳請戰 弗許 遂來奔 獻車於季武子 美澤可以鑑

⑨光りかがやいて、(鏡のように)形を映したのである。

附昭公二十八年の傳文に「昔有仍氏生女 黠黑而甚美 光可以鑑」とあり、注に「髮膚光色 可以照人」とある。

傳展莊叔見之

⑩魯の大夫である。

傳曰 車甚澤 人必瘁 宜其亡也 叔孫穆子食慶封 慶封

汜祭

⑪禮では、食前に祭をする。先にすべきものがあることを示すためである。「汜祭」とは、祭品を遠くまき散らし(きまった場所に置かず)、つつしみがなかった、ということである。

附二十七年の傳文に「叔孫與慶封食 不敬」とある。

傳穆子不說 使工爲之誦茅鷗

⑫「工」は、樂師である。「茅鷗」は、逸詩である。不敬を譏ったのである。

附四年の傳文「工歌文王之三 又不拜」等の注に「工 樂人也」とある。なお、その附を參照。

傳亦不知 既而齊人來讓

⑬魯が慶封を受け入れたことを責めたのである。

傳奔吳 吳句餘予之朱方

⑭「句餘」は、吳子夷末である。「朱方」は、吳の邑である。

附異説として、疏に「服虔以句餘爲餘祭」とある。ちなみに、二十九年に「闔弑吳子餘祭」とあり、昭公十五年に「春王正月吳子夷末卒」とある。

傳聚其族焉而居之 富於其舊 子服惠伯謂叔孫曰 天殆富

淫人 慶封又富矣 穆子曰 善人富謂之賞 淫人富謂之殃

殃天其殃之也 其將聚而殲旃

④「殲」は、盡であり、「旃」は、之である。昭公四年の、慶封を殺したこと、のために傳したのである。

附注の「殲 盡也」については、僖公二十二年の傳文「門官殲焉」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。注の「旃 之也」については、桓公十年の傳文「虞公求旃」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

注の「爲昭四年殺慶封傳」については、昭公四年に「執齊慶封殺之」とある。

傳癸巳天王崩 未來赴 亦未書 禮也

⑤この時、すでに喪を聞いていたため、書くべきであるかにまぎらわしいから、例を發したのである。

傳崔氏之亂 喪羣公子 故鉏在魯 叔孫還在燕 賈在句瀆之丘

⑥襄公二十一年にある。

附二十一年の傳文に「執公子賈于句瀆之丘 公子鉏來奔 叔孫還奔燕」とある。

傳及慶氏亡 皆召之 具其器用 而反其邑焉

⑦「反」は、還（かえす）である。

附『儀禮』士冠禮「主人受眡 反之」の注に「反 還也」とあるのを参照。

傳與晏子邾殿其鄙六十

⑧「邾殿」は、齊の別都である。邾殿のはずれの六十邑を晏嬰に與えたのである。

傳弗受 子尾曰 富 人之所欲也 何獨弗欲 對曰 慶氏之邑足欲 故亡 吾邑不足欲也 益之以邾殿 乃足欲 足欲 亡無日矣 在外 不得宰吾一邑 不受邾殿 非惡富也 恐失富也 且夫富 如布帛之有幅焉 爲之制度 使無遷也

⑨「遷」は、移である。

附昭公四年の傳文「吾不遷矣」の注に、同文がみえる。なお、『國語』齊語「不見異物而遷焉」の韋注に「遷 移也」とあるのを参照。

傳夫民 生厚而用利 於是乎正德以幅之

⑩厚（豊かさ）と利（便利さ）は、いづれもみな、人が欲するものであるが、正徳によって、それらに一定の幅をつけ（制限を設け）なければいけない、ということである。

傳使無黜嫚

⑪「黜」は、放（放縱）と同じである。

附異説として、『會箋』に「黜 退 嫚 過 無黜 嫚 言不出入于幅之内外也」とある。

傳謂之幅利 利過則爲敗 吾不敢貪多 所謂幅也 與北郭

佐邑六十 受之 與子雅邑 辭多受少 與子尾邑 受而稍致之

⑨「致」とは、公に返したのである。

團公以爲忠 故有寵 釋廬蒲鑿于北竟

⑩「釋」は、放（放逐）である。

團求崔杼之尸 將戮之 不得 叔孫穆子曰 必得之 武王有亂臣十人

⑪「亂」は、治である（『爾雅』釋詁）。

附『論語』泰伯「武王曰 予有亂臣十人」の（集解）に「馬曰 亂 治也」とあるのを参照。

なお、校勘記に「宋本宋殘本淳熙本岳本足利本無臣字 與石經合 案石經此行止九字 蓋初刻有臣字 後改正也 惠棟云 石經論語亦然 又昭廿四年傳引大誓亦無臣字 後人皆據晉時所出古文大誓以益之 非也 顧炎武云 石經脫臣字 失之」とある。

團崔杼其有乎 不十人 不足以葬

⑫葬るには十人が必要だが、崔氏は十人に心を同じくさせることが出来ないから、必ず見つかる、ということである。

附昭公二十四年の傳文に「余有亂臣十人 同心同德」とある。

團既 崔氏之臣曰 與我其拱壁

⑬崔氏の大壁である。

附三十一年の傳文「六月辛巳公薨于禁宮 叔仲帶竊其拱壁」の注に「拱壁 公大壁」とある。なお、疏に「拱謂合兩手也 此壁兩手拱抱之 故爲大壁」とある。

團吾獻其柩 於是得之 十二月乙亥朔齊人遷莊公 殯于大寢

⑭あらためて莊公を路寢で殯したのである。十二月は戊戌が朔であり、「乙亥」は誤りである。

附『周禮』大僕「建路鼓于大寢之門外 而掌其政」の注に「大寢 路寢也」とあるのを参照。ちなみに、『爾雅』釋詁に「路 大也」とある。

團以其棺尸崔杼於市

⑮崔氏は、莊公を弑し、しかも、葬るのに禮の規定どおりにしなかったから、莊公の棺を崔杼の尸（しかばね）のそばに置いて、その罪を明らかにしたのである。

附二十五年の傳文に「崔氏側莊公于北郭（注 側 瘞埋之不殯於廟）丁亥葬諸士孫之里（注 死十三日便葬不待五月）四窆（注 喪車之飾 諸侯六窆）不蹕（注 蹕 止行人）下車七乘 不以兵甲（注 下車 送葬之車 齊舊依上公禮九乘 又有甲兵 今皆降損）」とある。

團國人猶知之 皆曰 崔子也

⑯はじめに崔杼の尸を探したときは、見つからなかった（た

め、これが本物かどうか疑わしい)から、傳は「國人がみな識別した」と言っているのである。

⑨上の傳文に「求崔杼之尸 將戮之 不得」とある。なお、疏に「始求崔杼尸不得 嫌以他尸代之 傳言國人猶知之 皆曰崔子 言猶尙識其形 知是真崔子也」とある。

⑩爲宋之盟故 公及宋公陳侯鄭伯許男如楚 公過鄭 鄭伯不在

⑪すでに楚にいたたのである。

⑫伯有迂勞於黃崖 不敬

⑬樊陽の宛陵縣の西部に黃水があり、西南へ流れて新鄭城に至り、西へ流れて洧水にそそいでいた。

⑭穆叔曰 伯有無戾於鄭 鄭必有大咎

⑮伯有が罰せられなければ、必ずや、逆に鄭國の害となる、ということである。

⑯傳敬 民之主也 而棄之 何以承守

⑰先祖を承けてその家を守る方法がない、ということである。

⑱鄭人不討 必受其辜 濟澤之阿

⑲やせた土ということである。

⑳『穆天子傳』卷之一「丙午天子飲于河水之阿」の郭璞註に「阿 水崖也」とあるのを参照。

① 傳行潦之蘋藻

② 粗末な菜ということである。

③ 『詩』召南〈采蘋〉「誰其尸之 有齊季女」の毛傳に「蘋藻 薄物也」とあるのを参照。

④ 傳實諸宗室

⑤ 宗廟にすすめるということである。

⑥ 傳季蘭尸之 敬也

⑦ 蘋藻の菜を阿澤の中から取り、蘭を身につけた女に主人役をさせても、神がこれを受けるのは、敬があるからである、ということである。

⑧ 『詩』召南〈采蘋〉「誰其尸之 有齊季女」の毛傳に「尸

主 齊 敬 季 少也」とあるのを参照。

⑨ 傳敬可棄乎

⑩ 三十年の、鄭が良霄(伯有)を殺したこと、のために傳したのである。

⑪ 三十年に「鄭人殺良霄」とある。

⑫ 傳及漢 楚康王卒 公欲反 叔仲昭伯曰 我楚國之爲 豈爲一人 行也

⑬ 「昭伯」は、叔仲帶である。

⑭ 『國語』魯語下「叔仲昭伯曰 君之來也 非爲一人也」の章注に「叔仲昭伯 魯大夫 叔仲惠伯之孫叔仲帶也」とあるのを参照。なお、三十一年の傳文に「六月辛巳公

斃于楚宮 叔仲帶竊楚拱璧」とある。

○傳子服惠伯曰 君子有遠慮 小人從邇

④「邇」は、近である。

○附僖公二十二年の傳文「戎事不邇女器」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

○傳飢寒之不恤 誰遑其後

④「遑」は、暇である。

○附八年の傳文「不遑啓處」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

○傳不如姑歸也 叔孫穆子曰 叔仲子專之矣

④事をまかせられる、ということである。

○傳子服子 始學者也

④まだ遠くを知らない、ということである。

○傳榮成伯曰 遠圖者 忠也

④「成伯」は、榮駕鸞である。

○附定公元年の傳文に「榮駕鸞曰 生不能事 死又離之 以自旌也」とあり、注に「駕鸞 魯大夫榮成伯也」とある。なお、注の「駕」は、定公元年の傳・注にあわせて、「駕」に改める。

○傳公遂行

④昭伯の意見に従ったのである。

○傳宋向戌曰 我一人之爲 非爲楚也 飢寒之不恤 誰能恤

楚 姑歸而息民 待其立君而爲之備 宋公遂反

○傳楚屈建卒 趙文子喪之如同盟 禮也

④宋の盟で、（楚人が）衣の中に甲を着込むという仲違いがあったが、それによってよしみを廢することがなかったから、「禮に適っている」と言っているのである。

○附二十七年の傳文に「楚人衷甲」とあり、注に「甲在衣中 欲因會擊晉」とある。

○傳王人來告喪 問崩日 以甲寅告 故書之 以徵過也

④「徵」は、審（あきらかにする）である。ここの遅い赴告は、しかるべき理由があつてのことではなく、單に臣子の怠慢（の結果）であるから、これによって例を發したのである。

○附注の「徵 審也」については、昭公三十年の傳文「且徵過也」の注に「徵 明也」とある。

注の「此緩告」については、上の傳文に「（十一月）癸巳天王崩 未來赴 亦未書 禮也」とある。

（拙稿の連載は、本回をもって終了いたします。長い間お世話を頂いた本誌の編集諸氏と、おつき合い頂いた讀者諸氏に對し、

厚く御禮申し上げます。なお、近近に汲古書院より、春秋三傳注全譯の完結篇『春秋左氏傳杜預集解下』が刊行される豫定です。）